

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会 機運醸成事業

企画提案募集要領

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）は、協議会が実施する事業（以下「プロジェクト」という。）を効果的にPRし、協議会の認知度を高めるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税への都民の理解を深め、プロジェクトへの参加の機運を醸成することを目的とし、機運醸成事業を実施する。

ついては、下記の要領で、本事業の実施者となりうる者からの企画提案を募集し、審査により、優秀な提案をした1社を受託者として選定する。

1 委託内容の概要

別添「委託仕様書」及び選定された企画提案内容を踏まえて、協議会と受託者との協議により、企画提案内容を反映させた仕様書を作成し、委託内容とする。

2 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月19日（金曜日）まで

3 委託契約予定額

29,000,000円（税込）

※契約金額は、応募者の提案した「提案価格見積書」の金額とし、委託業務完了後に協議会が受託者へ支払うこととする。

4 応募者の要件

応募者は、以下の要件を全て満たすこと。

（1）以下の全ての事項に該当すること。

ア 東京都財務局の競争入札参加有資格者名簿（広告代理）で入札格付けが「A」であること。

イ 情報セキュリティに関する認証、その他これに準ずる認証等のいずれかを法人として保有していること。

（2）以下のいずれにも該当しないこと。

ア 協議会参加自治体における指名競争入札参加者指名停止基準等に基づく指名停止を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当し

ないこと。

5 応募方法

本企画提案に応募する場合は、別紙1「応募届」及び「添付書類」を令和8年9月1日（火曜日）正午までに、「14 応募・問合せ先」に対し、電子メールにより送付すること。期限までに応募届の提出がなかった場合は、いかなる理由があっても企画提案への参加ができないものとする。

なお、応募届の原本は、令和8年9月4日（金曜日）までに、同宛先に持参又は郵送（必着）すること。

6 企画提案募集に関する質問・回答

上記5により応募した事業者は、本企画提案募集要領及び委託仕様書に関して質問がある場合は、令和8年9月8日（火曜日）正午までに、「14 応募・問合せ先」に対し、電子メールにより連絡すること。

質問及びその回答は、令和8年9月14日（月曜日）までに、協議会から全ての応募者に対し、電子メールにより連絡する。

7 応募の辞退

本企画提案の応募を辞退する場合は、令和8年9月15日（火曜日）正午までに、「14 問い合わせ先」に対し、別紙2「辞退届」の原本を持参又は郵送（必着）すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

（1）提出書類・必要部数

以下の書類及びそのデータを格納した「DVD-R（1枚）」を提出すること。

ア 企画提案書

（ア）応募者名や応募者名を連想させるブランド名等を記載していないもの
（15部）

（イ）応募者名を記載しているもの（1部）

イ 提案価格見積書（1部）

ウ 会社概要（パンフレット可）（1部）

（2）企画提案書及び提案価格見積書の規格・構成

別添「企画提案書及び提案価格見積書作成要領」のとおり。

（3）提出期限

令和8年9月25日（金曜日）正午まで（必着）

(4) 提出方法

「14 応募・問合せ先」に対し、持参又は郵送すること。

郵送の場合、到着が提出期限を過ぎたものは無効とするため、発送日や郵送期間に注意すること。

持参の場合、受付時間は平日 8 時 30 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 17 時 00 分までとする。ただし、最終日は 8 時 30 分から 12 時 00 分までとする。

9 企画選定委員会の開催

(1) 日時

令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）

※時間等の詳細は、別途電子メールにより連絡する。

(2) 会場

東京都庁舎内会議室

(3) 1 者あたりの説明者数

4 名まで

(4) 1 者あたりの所要時間

説明 15～20 分、質疑応答 10 分

(5) 説明方法

ア 1 者あたり 1 提案とする。

イ 事前に提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。なお、プレゼンテーション用の P C、H D M I ケーブル及びモニターは協議会が用意する。その他、必要な機材等は応募者が用意すること。

ウ プレゼンテーションは、所定の時間内で行うこと。

エ 協力会社等も含め応募者名が特定又は類推されるような表現をしないこと。

(6) 選定方法

プレゼンテーション、事前提出書類の内容に基づき、厳正な審査を行い、最も評価の高い提案をしたものから順に受託者候補順位を決定する。

その後、協議会の審議を経て、受託者を決定する。

なお、応募多数の場合は、提出された企画提案書をもとに事前審査を行い、プレゼンテーション参加者を選定する。

(7) 審査基準

別紙3「「多摩の森」活性化プロジェクト協議会企画選定委員会設置要領 別表2」のとおり。

10 選定結果通知

審査後、プレゼンテーションに参加したすべての応募者に対し、審査結果を通知する。
なお、企画選定委員会による審査内容等、審査結果の詳細に関する質問には一切回答はしない。

11 契約締結

受託者として決定した場合、協議会と委託契約を締結するものとする。

12 失格条項

応募者又は企画提案書等について、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募者が「4 応募者の要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 評価の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 上記(1)から(4)までに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合。

13 その他

- (1) 企画提案応募にかかる費用は応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成に当たって、第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において適正な処理をすること。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

14 応募・問合せ先

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会事務局
(東京都産業労働局農林水産部森林課内)
担当 秋葉、高居

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎 21 階中央
電話番号 03(5000)7198 (直通)

E-mail Ikuo_Akiba@member.metro.tokyo.jp
 Kei_Takai@member.metro.tokyo.jp
(メールは以上の2カ所に送ること。)